

# 村山市災害廃棄物処理計画

令和3年3月  
村山市

# 目 次

## 第1章 総則

1	計画の目的	1
2	基本的な事項	1
	(1) 計画の位置付け	1
	(2) 対象とする災害	2
	(3) 対象となる廃棄物	3
	(4) 災害廃棄物発生量の推計	4
	(5) 災害廃棄物処理の基本方針	5

## 第2章 組織及び協力・支援体制

(1)	庁内組織体制と業務概要	6
(2)	災害廃棄物処理担当の業務概要	7
(3)	情報収集・連絡	7
(4)	関係機関との連携	8

## 第3章 災害廃棄物の処理

(1)	一般廃棄物処理施設等	9
(2)	仮設トイレ等し尿処理	9
(3)	避難所ごみ	11
(4)	災害廃棄物発生量・処理可能量	12
(5)	処理スケジュール	14
(6)	処理フロー	15
(7)	収集運搬計画	16
(8)	仮置場	17
(9)	処理方法	20
(10)	最終処分	20
(11)	広域処理	20
(12)	処理困難物への対応	21
(13)	思い出の品への対応	22

## 第4章 その他

(1) 環境対策	23
(2) 損壊家屋の解体・撤去	24
(3) 県への事務委託	24
(4) 人材の育成・確保	25
(5) 計画の見直し	25

## 資料編

1. 一般廃棄物処理施設（焼却施設）施設別処理可能量
2. 粗大ごみ処理施設
3. 一般廃棄物最終処分場
4. 産業廃棄物焼却施設一覧
5. 産業廃棄物処理施設（がれき類の破碎施設）施設別処理能力
6. 産業廃棄物処理施設（木くず）施設別処理能力
7. 産業廃棄物最終処分場
8. 災害廃棄物収集運搬業務日報
9. 災害廃棄物作業日報
10. 仮置場立て看板表示例

# 第1章 総則

## 1 計画の目的

本計画は、東日本大震災、阪神・淡路大震災、山形沖地震、令和2年7月豪雨を始めとする災害を教訓に、村山市地域防災計画に基づき、災害によって発生する廃棄物(ごみ、し尿、がれき等)等の処理に係る予防措置、緊急時の対応、復旧時の対応について具体的に定め、今後起こりうる災害に予め備えるものである。

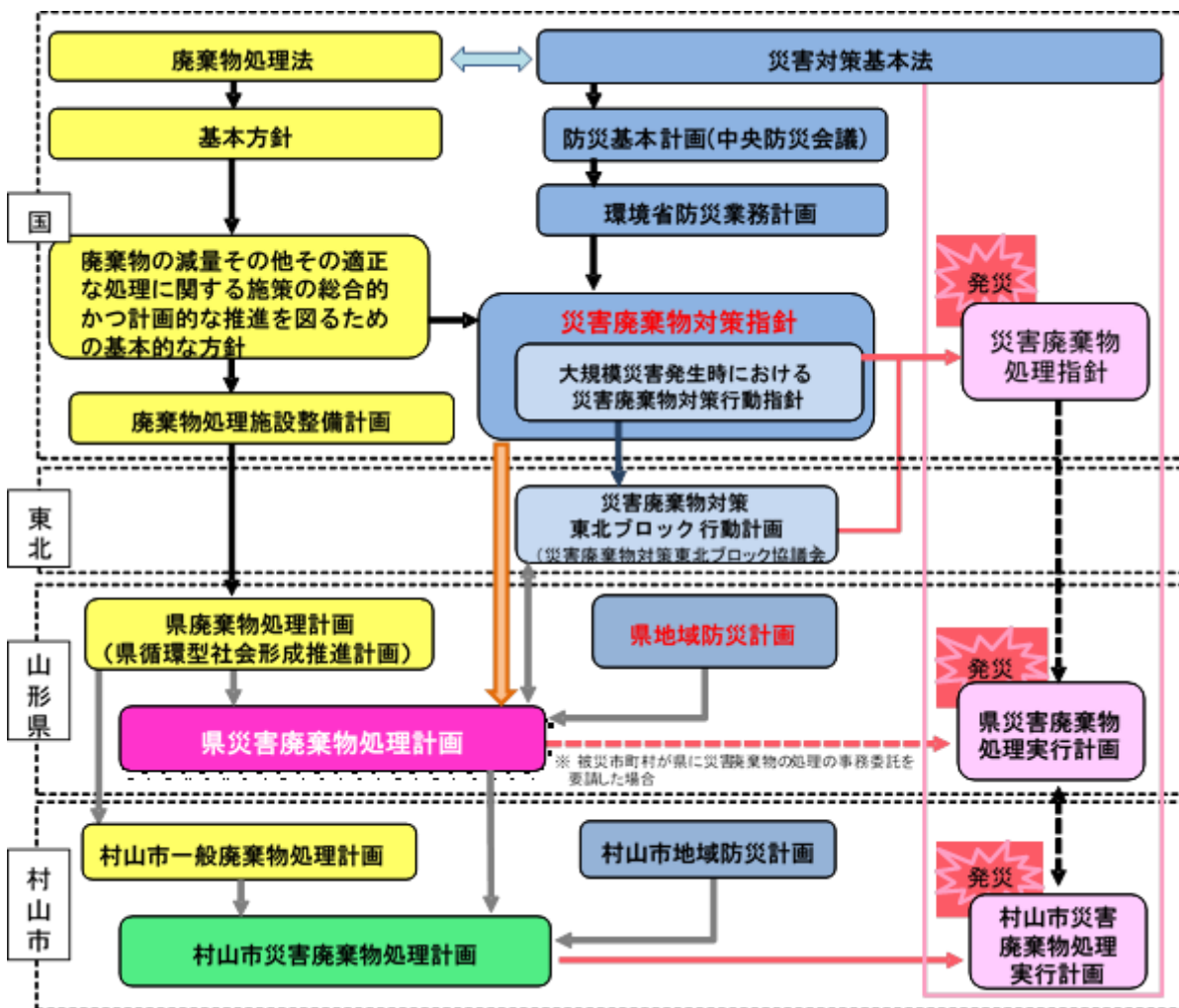
## 2 基本的な事項

### (1) 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものであり、「山形県災害廃棄物処理計画」を参考とし、村山市地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況を踏まえ「村山市災害廃棄物処理実行計画」を速やかに定め柔軟に運用するものとする。

本計画の位置付け



## (2)対象とする災害

地震災害については、地震動により直接に生じる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生じる被害を対象とする。水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生じる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れなどの被害を対象とする。

山形県災害廃棄物処理計画の対象災害

種別	想定地震等	規模	被害想定調査又は被害状況の出典
地震	庄内平野東縁 断層地震	マグニチュード 7.5	地震被害想定調査：平成18年調査 (冬季、全壊10,781棟、半壊23,618棟)
	新庄盆地 断層帯地震	マグニチュード 7.0	地震対策基礎調査：平成10年調査 (冬季、全壊1,295棟、半壊5,342棟)
	山形盆地 断層帯地震	マグニチュード 7.8	山形盆地断層帯被害想定調査：平成14年調査 (冬季、全壊34,792棟、半壊54,397棟)
	長井盆地西縁 断層帯地震	マグニチュード 7.7	地震被害想定調査：平成18年調査 (冬季、全壊22,475棟、半壊50,926棟)
風水害	羽越豪雨 (既往災害)	総雨量 539mm (小国観測所)	山形県地域防災計画：平成29年11月修正 (発災日：昭和42年8月28～29日、 被害概要：全壊・流失192棟、床上浸水4,130棟)

想定地震における想定地震の震源域



出典：「山形県地域防災計画」  
(平成28年11月 山形県防災会議)

### (3)対象とする廃棄物

災害廃棄物は、自然災害により生じた、生活環境の保全上処理が必要とされる廃棄物であり、廃棄物処理法第2条第2項の一般廃棄物に該当する。

本計画において対象とする主な廃棄物は、木くずやコンクリートがら等の災害廃棄物、及び生活ごみや避難所ごみ等である。

災害時に発生する廃棄物

種類		内容
災害廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害または津波などによる流木等
	コンクリートがら等	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、細かな木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	昼、被災冷蔵庫等から排出される食品・水産物、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で被災により使用できなくなったもの
	廃自動車	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	有害廃棄物	石綿、PCB（ポリ塩化ビフェニル）、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（木材処理剤）、有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等
	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物、ピアノ、マットレスなど市町村の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、太陽光パネル等
避難者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	被災後に家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ、携帯トイレ等
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ（容器包装や段ボール、衣類が多く排出される等、平時とは異なる廃棄物が排出される）、携帯トイレ等
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿
片付けごみ	住民が自宅の片付けを行った際に排出される廃棄物（主に家具・家財や廃家電等が該当）	

※ その他、アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品などの「思い出の品」は、別途取り扱う。

※ 事業活動に伴う廃棄物等については、原則として事業者責任で処理するものであるが、市の復興計画や市処理計画の中で処理の取り扱いが定められた場合はその限りではない。

※ 種類は対策指針に基づいており、今後の対策指針の改定により変更となる場合がある。

#### (4)災害廃棄物発生量の推計

山形県災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物の発生量が想定地震別に整理されている。本市の発生量の推計は次のとおりである。

村山市における災害廃棄物発生数量（地震災害）

想定地震	被害戸数				災害廃棄物発生数量			
	夏季		冬季		夏季		冬季	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	重量	体積	重量	体積
	戸	戸	戸	戸	t	m <sup>3</sup>	t	m <sup>3</sup>
山形盆地断層帯地震	1,150	1,749	1,460	1,930	174,777	196,026	215,210	241,375
長井盆地西縁断層帯地震	159	812	169	863	37,279	41,811	39,622	44,439
庄内平野東縁断層帯地震	7	141	7	141	4,062	4,556	4,062	4,556
新庄盆地断層帯地震	24	243	37	289	8,397	9,418	10,976	12,310

出典：山形県災害廃棄物処理計画

本市のハザードマップの情報をもとに、山形県環境科学研究センターで推計した、水害廃棄物発生量は次のとおりである。

想定水系	被害戸数			災害廃棄物発生数量					
	総数	内訳		重量	内訳		内訳		
		床上浸水	床下浸水		床上浸水	床下浸水	可燃物	不燃物	金属くず
	戸	戸	戸	t	t	t	t	t	t
最上川	2,929	2,707	222	18,885	18,678	206	10,576	7,365	944
大旦川	1,975	516	1,459	4,917	3,560	1,357	2,753	1,918	246
富並川	21	11	10	85	76	9	48	33	4

出典：山形県環境科学研究センター「水害廃棄物発生量推計結果」

## (5) 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理は、一般廃棄物に該当するため、処理の主体は市が基本となり、以下の方針に基づき実施する。

### (1) 衛生的かつ迅速な処理

市民の健康と安全を最優先に、衛生、環境面での安全・安心に配慮した迅速な処理を行う。

### (2) 計画的な処理

発災後、各段階で判明する被害状況を踏まえながら、処理体制や処理スケジュール等を適宜見直し、計画的な処理を行う。

### (3) 環境に配慮した処理

仮置場等の運営と管理に際しては、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを実施するなど、市民の生活環境に配慮した処理を行う。

### (4) リサイクルの推進

可燃系及び不燃系混合物等の災害廃棄物も、初動段階から適切な分別を行い、可能な限り再資源化に努める。

### (5) 作業の安全性の確保

災害時は、危険物や処理困難物等の混入等、平時の生活ごみとは異なる種類や量の廃棄物が発生することから、作業の安全性の確保を図る。

また、市民集積場や仮置場における荷崩れや危険物等の点検に努める。

### (6) 連携した処理

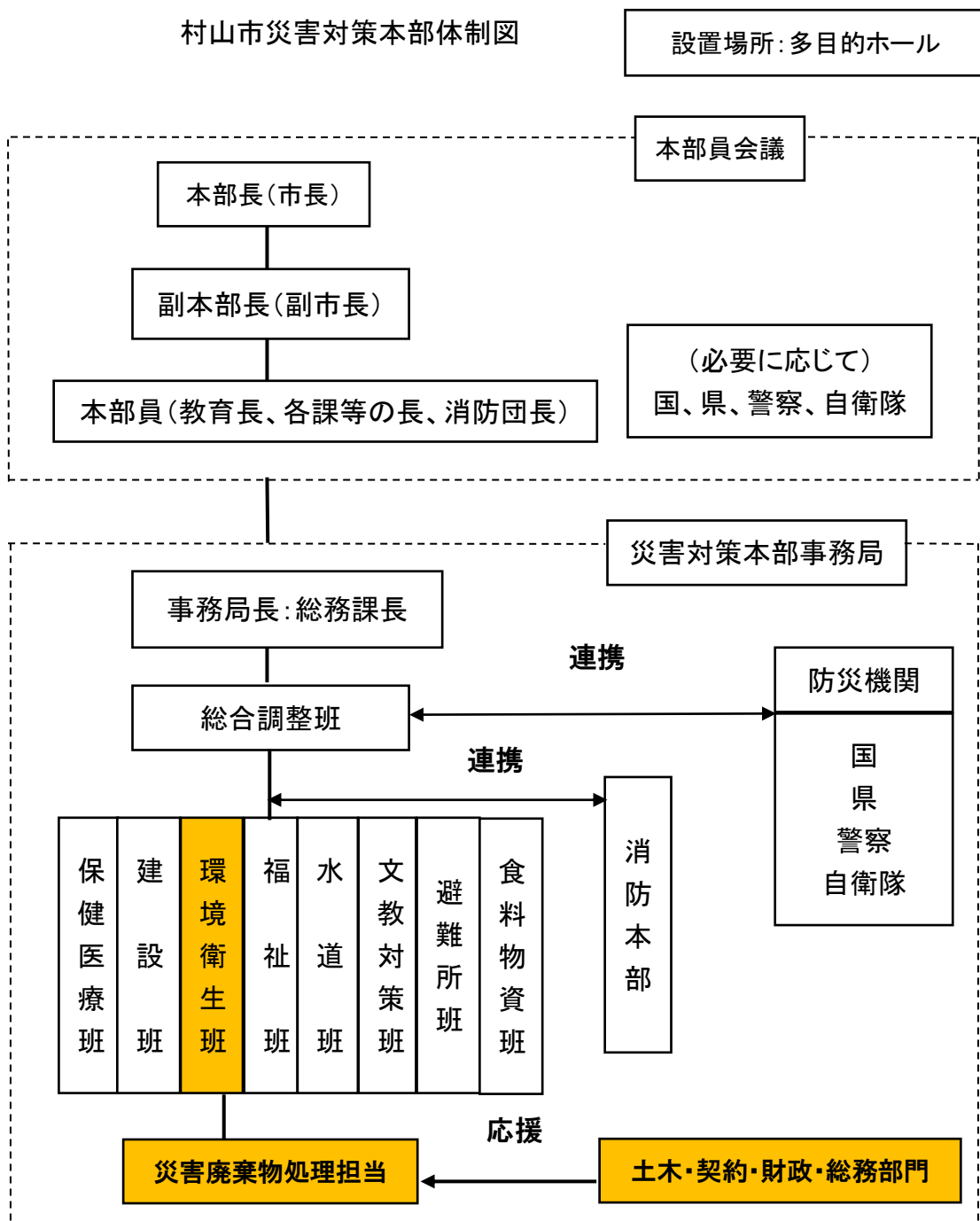
効率的な廃棄物処理を行うため、必要に応じて国、県と連携するとともに、民間事業者との各種協定等を結び活用する。



## 第2章 組織及び協力・支援体制

### (1) 庁内組織体制と業務概要

災害発生時には、市長が本部長となる災害対策本部が設置される。災害の状況により災害廃棄物の処理体制が必要となる場合には、災害対策本部の下に「災害廃棄物処理担当」を設置する。廃棄物処理を担当する部門に加え、設計・積算を担当する土木部門や、契約・補助金を担当する財政部門、トラブルやクレーム全般を担当する総務部門の職員から応援する体制をとる。また、大規模な災害においては、全庁的な取組において災害廃棄物の処理を行う。



## (2) 災害廃棄物処理担当の業務概要

災害廃棄物処理担当は、「総務」「仮置場」「収集・運搬」「解体撤去」「住民窓口」で構成し、業務は下図のとおりとする。

担 当	役 割
総務担当	災害対策本部との連絡調整。国・県・他市町村との連絡調整。人員の調整・資材機材の調達。発生量の推計。実行計画の策定。
仮置場担当	仮置場の設営・受入れ・運営管理。不法投棄対策・危険物の管理
収集・運搬担当	片付けごみ、避難所ごみの収集・運搬。し尿の収集処理。仮設トイレの設置・運用
解体撤去担当	がれき・家屋の解体撤去に伴う連絡調整
住民窓口担当	市民への周知、各種問い合わせ、苦情受付等

## (3) 情報収集・連絡

災害廃棄物対策が迅速かつ的確に実施できるよう、市内の災害廃棄物の発生量や廃棄物施設の被害状況等について情報収集を行う。収集した情報は総務担当で集約し、一元管理を行う。災害発生時の連絡体制については、山形県防災情報システムにより情報等を収集し相互に情報共有する。

区分	情報収集する項目	目的
災害廃棄物の発生状況	○ 災害廃棄物の種類と量 ○ 支援ニーズ	処理体制の構築支援
一般廃棄物処理施設の被災状況	○ 被災状況 ○ 復旧見通し ○ 支援ニーズ	
収集運搬体制	○ 道路情報 ○ 収集運搬車両の被害状況	
仮置場設置状況	○ 仮置場の位置と規模 ○ 必要資材の調達状況	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	○ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ○ 有害廃棄物の種類と量及び保管状況	生活環境の保全に向けた支援

#### (4) 関係機関との連携

災害廃棄物処理にあたっては、村山市が主体となり自区内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県および周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。

災害時の応援協定等については、県内全市町村が参加している「大規模災害発生時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」など、定期的に内容を確認する。また、片づけ等へボランティアとの関わりが想定されるため、平時から社会福祉協議会との連絡体制を整える。さらに、市単独での廃棄物関係団体等との協定締結について検討する。

##### 山形県が民間事業者団体と締結している災害廃棄物に関する協定

協定名	団体名
災害一般廃棄物の収集運搬協定書	山形県環境整備事業協同組合
地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定	一般社団法人山形県解体工事業協会
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人山形県産業資源循環協会
災害時における廃棄物収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定	公益社団法人山形県水質保全協会
災害時における環境調査に関する協定	一般社団法人山形県計量協会

##### 村山市が災害相互援助協定として締結

協定名	団体名
災害相互援助協定	北海道厚岸町・宮城県塩竈市・東京都台東区・東京都豊島区・岐阜県羽島市

##### 村山市が広域組合等と締結している災害廃棄物に関する協定

協定名	団体名
緊急時における廃棄物処分相互協定	協定団体名 山形市・上山市・天童市・東根市・山辺町・中山町・河北町・山形広域環境事務組合・東根市二市一町共立衛生処理組合・西村山広域行政事務組合・置賜広域行政事務組合

### 第3章 災害廃棄物の処理

#### (1) 一般廃棄物処理施設等

本市における一般廃棄物等の処理は、東根市外二市一町共立衛生処理組合(クリーンピア共立)で行っている。

クリーンピア共立の施設一覧

名称	処理能力	処理内訳
ごみ処理施設	195t/日	65t/24h×3炉
粗大ごみ処理施設	20t/日	—
リサイクルセンター	28t/日	ビン・缶 14t ペットボトル 3t プラスチック製容器包装類 10t 廃蛍光管・廃乾電池 1t
し尿処理施設	68kℓ/日	し尿 23kℓ 浄化槽汚泥 45kℓ
下釜最終処分場	埋立面積 44,300m <sup>3</sup> 埋立容量 195,200m <sup>3</sup>	

#### (2) 仮設トイレ等し尿処理

災害時には、断水や停電のため、公共下水道や浄化槽等が使用できなくなることがあり、発災初動期のし尿処理に関して、被災者の生活に支障が生じないように、仮設トイレ、マンホールトイレなどを設置する。収集したし尿は、クリーンピア共立において処理することになるが、クリーンピア共立が被災し処理が困難になった場合は、県に支援を要請し、収集運搬体制を確保する。

し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数

対象地震	山形盆地 断層帯地震	長井盆地 断層帯地震	庄内平野東縁盆地 断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震
区分				
避難者数(人)	3,779	1,345	533	284
断水世帯数(戸)	7,585	6,357	5,870	581
上水道支障率(%)	100.0	80.9	74.7	7.4
仮設トイレ必要人数(人)	13,361	9,942	8,731	1,104
し尿収集必要量(千ℓ/日)	22.7	16.9	14.8	1.9
仮設トイレ必要数(基)	171	127	112	15

出典:山形県災害廃棄物処理計画

## ○し尿収集必要量の推計方法

### 【前提条件】

- ・ 断水のおそれがあることを考慮し、避難所に避難する避難者全員が仮設トイレを利用する。
- ・ 断水により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も、避難所の仮設トイレを使用すると仮定する。
- ・ 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は給水、井戸水等により用水を確保し、自宅のトイレを使用すると仮定する。

し尿収集必要量

＝災害時におけるし尿収集必要人数×1日1人平均排出量

＝(①仮設トイレ必要人数+②非水洗化区域し尿収集人口)×③1人1日平均排出量

①仮設トイレ必要人数＝避難者数+断水による仮設トイレ必要人数

避難者数 : 避難所へ避難する住民数

断水による仮設トイレ必要人数＝{水洗化人口－避難者数×(水洗化人口／総人口)}  
×上水道支障率×1／2

水洗化人口 : 平時に水洗トイレを使用する住民数

(下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口)

(平成 26 年度一般廃棄物処理実態調査(平成 28 年 3 月 環境省)による値を利用)

総人口 : 水洗化人口+非水洗化人口

上水道支障率: 地震による上水道の被害率

1／2 : 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1／2の住民と仮定。

②非水洗化区域し尿収集人口＝汲取人口－避難者数×(汲取人口／総人口)

汲取人口 : 計画収集人口

③1人1日平均排出量＝1.7L／人・日

## ○仮設トイレの必要基数の推計方法

仮設トイレ必要設置数＝仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安

仮設トイレ設置目安＝仮設トイレの容量／し尿の1人1日平均排出量／収集計画)

仮設トイレの平均的容量 : 400L

し尿の1人1日平均排出量 : 1.7L／人・日

収集計画 : 3日に1回の収集(1／3回／日)

出典: 災害廃棄物対策指針

### (3) 避難所ごみ

避難所の開設状況を確認し、廃棄物の搬出が容易に行われるように、避難所ごとにあらかじめ保管場所を選定し、災害発生時には分別して保管することとする。

収集運搬については、平常時のルートに避難所を加えるか、許可業者に委託するか検討する。

避難所で発生する廃棄物の分別と保管方法

分別種類	具体例	保管方法
もやせるごみ	腐敗性廃棄物(残飯等)	袋に入れて分別保管。臭気の発生が懸念されるため、早急に処理を行う。
プラスチック類	食料・飲料水の容器包装等	袋に入れて分別保管。
ペットボトル	飲料の容器	袋に入れて分別保管。
ビン・缶	飲料・缶詰の容器	袋に入れて分別保管。
古紙類(ダンボール・新聞紙・雑誌等)	物資のダンボール、食料の梱包など	分別して保管
感染性廃棄物	注射針、血の付着したガーゼ等	感染を防ぐため、専用容器に入れて保管。

避難所ごみ推計発生量

対象地震	山形盆地 断層帯地震	長井盆地 断層帯地震	庄内平野東縁 盆地断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震
区分				
避難者数(人)	3, 779	1, 345	533	284
避難所ごみ発生量 (t/日)	1. 7	0. 6	0. 2	0. 1

出典:山形県災害廃棄物処理計画

○避難所ごみの発生量推計方法

【前提条件】

- ・在宅世帯以外に避難所からの増加分が加わる。
- ・避難者数に原単位を乗じて生活ごみの発生量を推計する。
- ・原単位は、収集実績に基づき設定する。

$$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数(人)} \times \text{発生原単位(g/人・日)}$$

発生原単位は、平成 26 年度一般廃棄物処理実態調査による家庭系可燃ごみの 1 日 1 人あたり発生量（市町村別。県全体では 473.5g/人・日。）を用いた。

出典：災害廃棄物対策指針

**(4)災害廃棄物発生量・処理可能量**

本計画で想定する災害廃棄物の発生量には、山形県災害廃棄物処理計画において推計した廃棄物量（発生量が最多となる冬季ケース）を使用する。

種類別の災害廃棄物発生量(地震)

種類	山形盆地 断層帯地震	長井盆地 西縁断層帯地震	新庄盆地 断層帯地震	庄内平野 東縁断層帯地震
可燃物(t)	38,738	7,132	1,976	731
不燃物(t)	38,738	7,132	1,976	731
コンクリートがら(t)	111,909	20,603	5,708	2,112
金属くず(t)	14,204	2,615	724	268
柱角材(t)	11,621	2,140	593	219
合計	215,210	39,622	10,976	4,062

出典：山形県災害廃棄物処理計画

○災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物の発生量は次の方法により推計する。また、あわせて災害廃棄物の種類別発生量も推計する。

《災害廃棄物発生量(t)》

$$= \text{被害区分ごとの建物被害棟数(棟)} \times \text{被害区分ごとの発生原単位(t/棟)}$$

《種類別災害廃棄物発生量(t)》

$$= \text{被害区分ごとの災害廃棄物発生量} \times \text{被害区分ごとの災害廃棄物等の種類別割合}$$

災害廃棄物の発生原単位と種類別の割合

区分	全 壊	半 壊	床上浸水	床下浸水
発生原単位	117t/棟	23t/棟	4.60t/棟	0.62t/棟
可燃物	18%		56%	
不燃物	18%		39%	
コンクリートがら	52%		—	
金属くず	6.6%		5%	
柱角材	5.4%		—	

出典: 災害廃棄物対策指針

種類別の災害廃棄物発生量(水害)

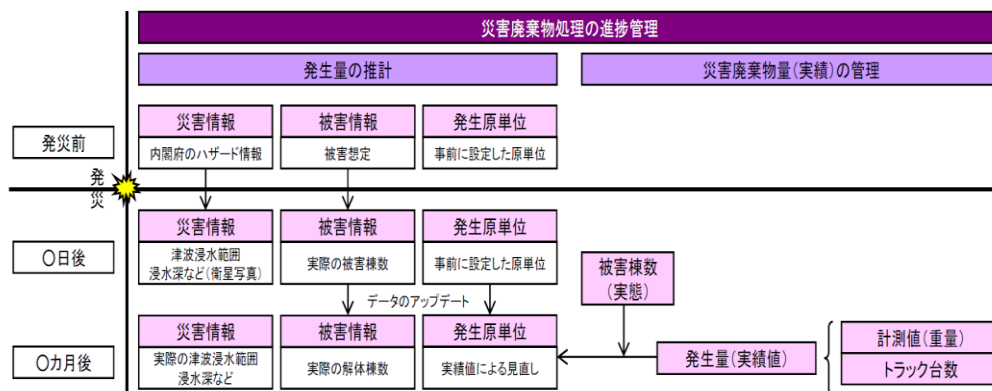
種類	最上川	大旦川	富並川
可燃物 (t)	10,575	2,754	48
不燃物 (t)	7,365	1,918	33
金属くず (t)	944	246	4

出典: 山形県環境科学研究センター「水害廃棄物発生量推計結果」

発災後においては、建物の被害棟数や水害等の浸水範囲を把握し、収集した情報を基に発生量を予測する。

災害廃棄物の発生量の推計は、災害情報、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じてその精度を高め管理していく必要がある。

$$\boxed{\text{発生量}} = \boxed{\text{災害情報}} \times \boxed{\text{被害情報}} \times \boxed{\text{発生原単位}}$$

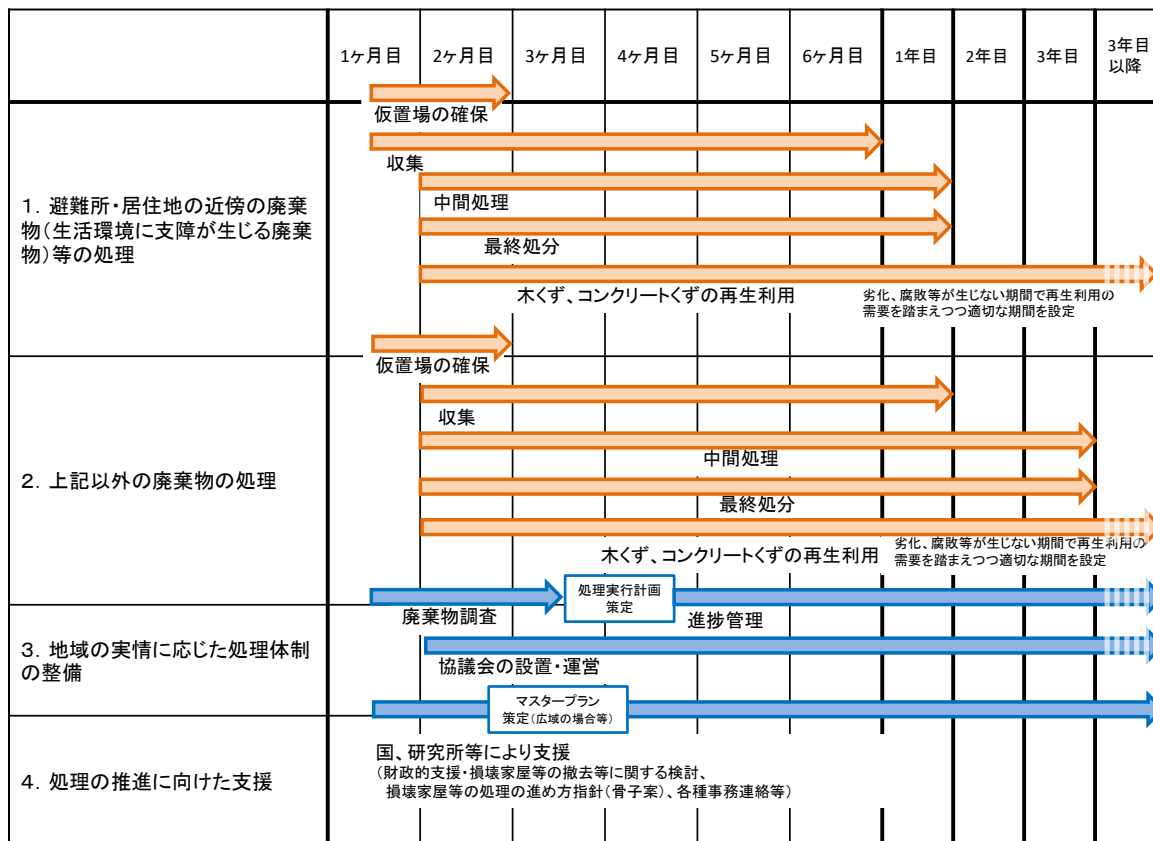




## (5) 処理スケジュール

想定される発生量と処理施設の処理可能量等から、最長3年を目途に処理スケジュールを定める。

災害廃棄物処理スケジュール

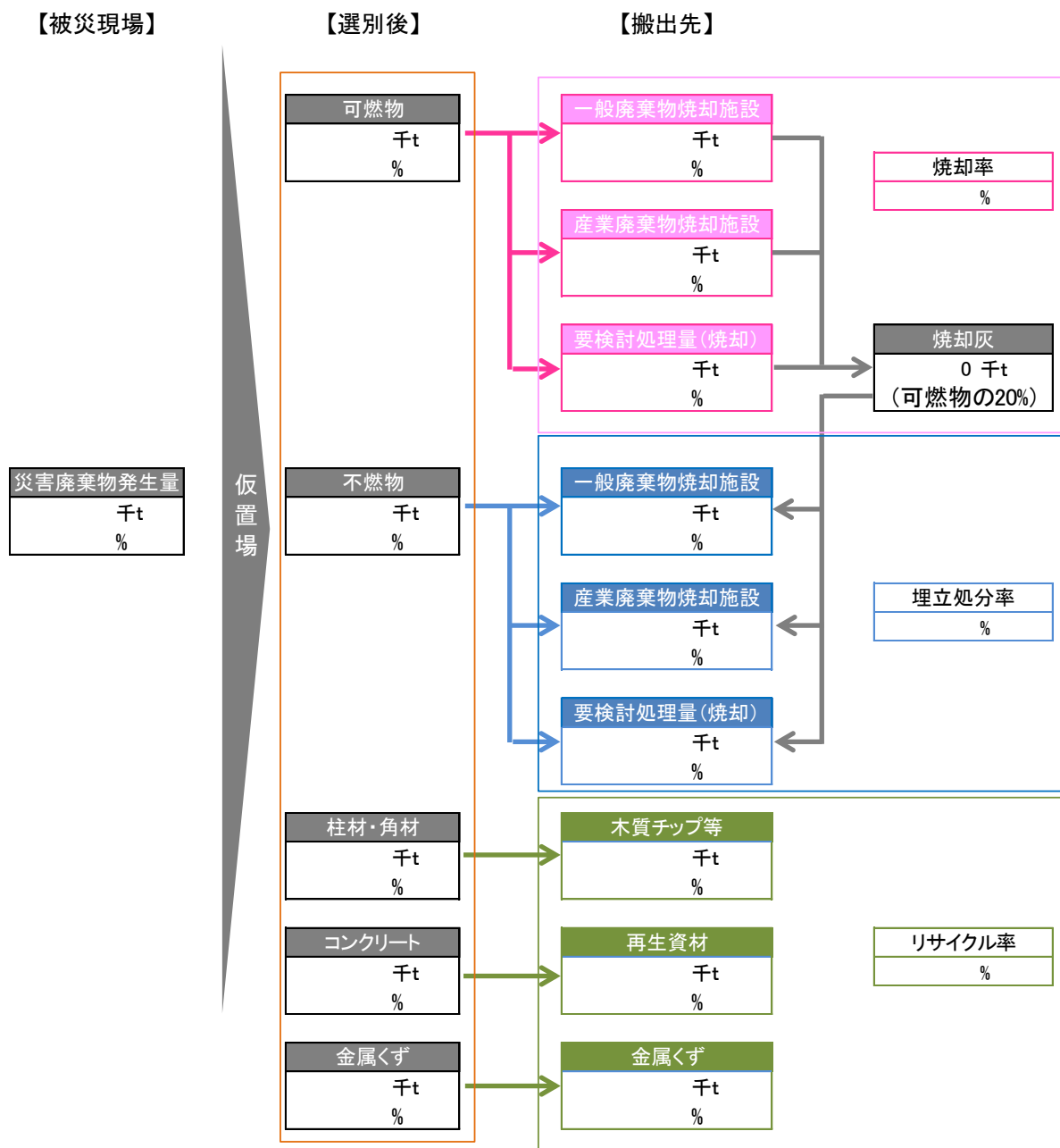


出典:災害廃棄物対策指針

## (6) 処理フロー

災害廃棄物処理フローは、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法とその量を一連の流れで示したものであり、処理方針を検討するために作成するものである。

災害廃棄物の分別過程においてリサイクルが困難な、可燃物、不燃物の量を推計し、地域の廃棄物処理施設において焼却処分や最終処分の方法を検討する。クリーンピア共立や市内の各処理施設において処理できないものは広域的な処理を検討する。



出典: 山形県災害廃棄物処理計画

## (7) 収集運搬計画

災害廃棄物を複数の仮置場から集めて処理施設まで運搬する車両の必要台数について、山形県災害廃棄物処理計画に基づき推計した結果、以下のとおりとなる。

収集運搬車両の必要台数

想定災害	合計	種類				
		可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材
山形盆地 断層帯地震	10	2	2	4	1	1

出典：山形県災害廃棄物処理計画

収集運搬には、以下の点に留意する。

### 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項

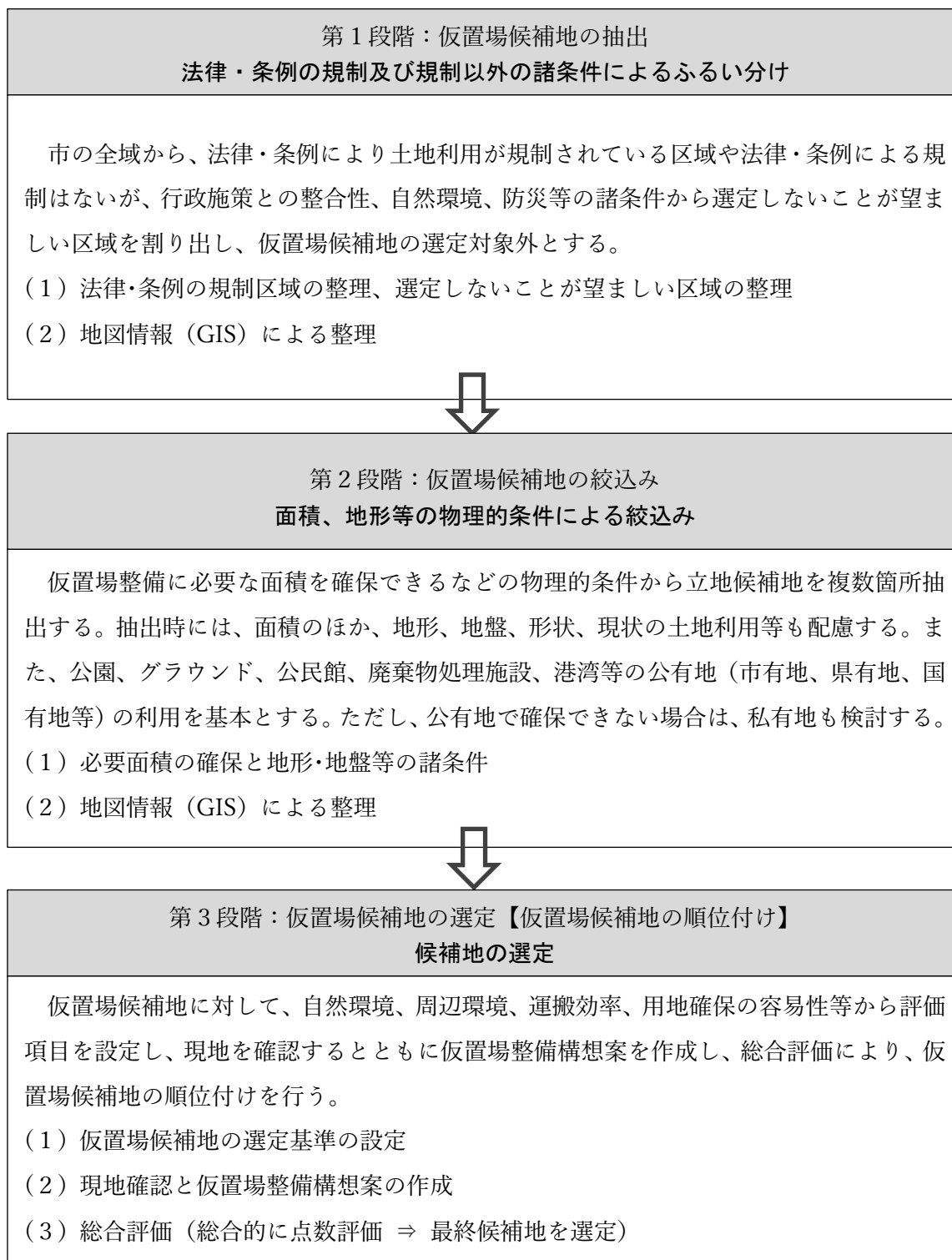
項目	検討事項
収集運搬車両の位置付け	○ 地域防災計画の中に緊急車両として位置付ける。
優先的に回収する災害廃棄物	○ 有害廃棄物・危険物を優先回収する。 ○ 冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収する。 ○ 夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収する。
収集方法	○ 仮置場または戸別・ステーション収集。 (仮置場への個人の持込みを認めた場合、仮置場周辺において渋滞が発生することも懸念される。)
収集運搬ルート 収集運搬時間	○ 地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決める。 ○ 収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。
必要資機材 (重機・収集運搬車両など)	○ 水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
連絡体制・方法	○ 収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制を確保する。
住民への周知	○ 収集ルートや日時などを住民に周知する。
その他	○ 収集運搬車両からの落下物防止策などを検討する。

出典：山形県災害廃棄物処理計画(一部修正)

## (8) 仮置場

発災直後に速やかに設置する必要があるため、平常時において、仮置場候補地をあらかじめ選定しておくことが重要であることから、山形県災害廃棄物処理計画の必要面積数等を参考に選定しておく。仮置場候補地は多ければ多いほど災害時の初動体制がとりやすく、想定外の災害に備えるためにも、徐々に候補地を増やすなど、可能な限り多くの仮置場を確保しておく必要がある。

### 仮置場の選定



近隣市町村と仮置場の開設期間、受入品目が異なる場合に、他の市町村の住民の持ち込みや住民からの問合せが多くなることが想定される。したがって、できる限り、近隣市町村と災害廃棄物の受け入れに関する方針を共通にすることが望ましい。方針を共通にすることが難しい場合は、住民への広報を徹底する。

仮置場の開設に当たっては、管理する人員（仮置場の全体管理、車両案内、荷降ろし、分別の手伝い、夜間の警備（不法投棄、盗難防止）等）や資機材（廃棄物の下に敷くシート（鉄板）、粗選別等に用いる重機、仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット、分別区分を示す立て看板、害虫発生防止のための薬剤等）が必要となることから、必要となる資機材の種類と量、仮置場の管理・指導の担い手について検討する。

また、仮置場を開設時には、各地区の長と連携しながら、市民へ周知する仮置場の運用ルールについて、役割を決める。

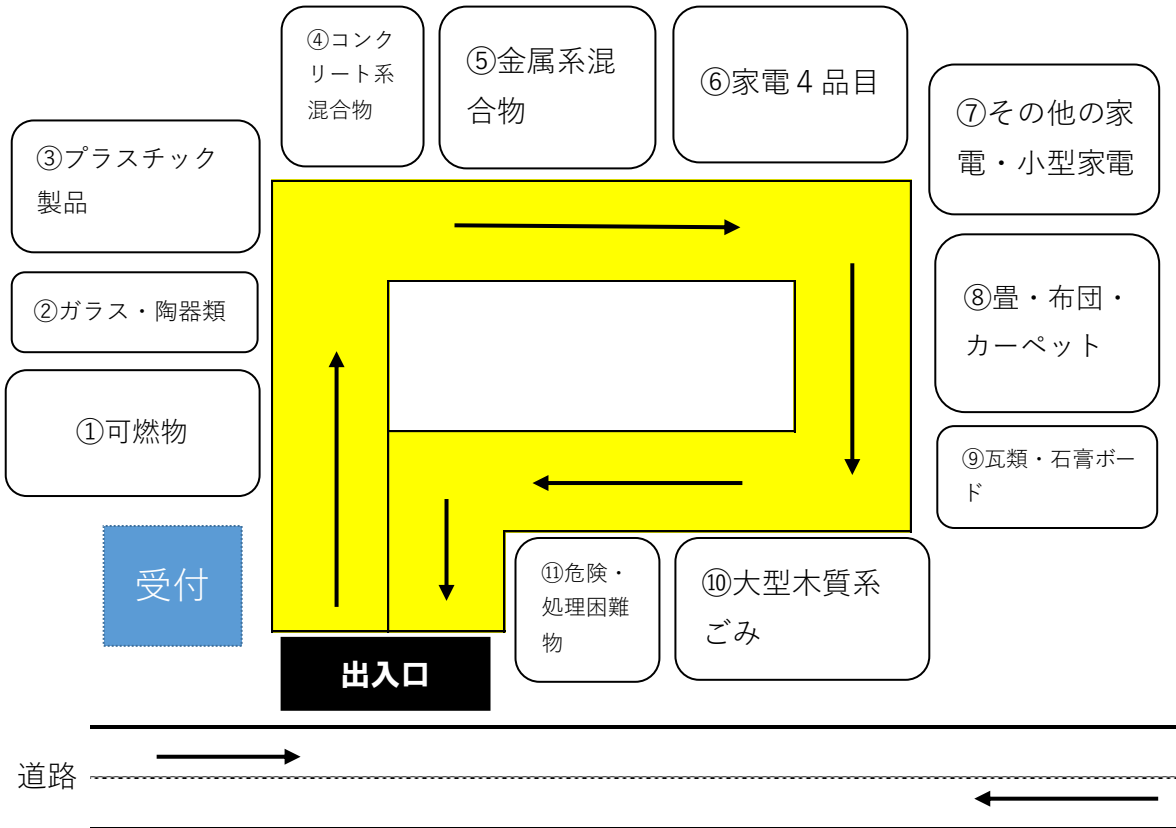
#### 仮置場での分別項目

分別項目
①可燃物(家具・衣類など)
②ガラス・陶器類
③プラスチック製品
④コンクリート系混合物
⑤金属系混合物(自転車・スチール製品など)
⑥家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)
⑦その他の家電・小型家電
⑧畳・布団・カーペット
⑨瓦類・石膏ボード
⑩大型木質系ごみ(ベニヤ・角材)
⑪危険・処理困難物(消火器・ガスボンベなど)

参考:令和2年7月豪雨時、仮置場の分別項目

仮置場のレイアウトは次のとおりとするが、災害廃棄物の種類と量の状況によっては適宜変更する。

### 仮置場の分別配置例



※分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する。

※可燃物・混合物等は発火する危険があり、延焼防止の観点からの品目配置、間隔を空けて配置をする必要がある。

※出入口は2箇所が望ましいが、1箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りにする。

## (9) 処理方法

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに計画及び対策指針にある留意点に配慮し、処理と再生利用、処分の手順を定める。

災害時には、様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理可能な事業者を検討する。復旧時の公共事業等において、優先的に再生利用製品を使用するよう担当部署と調整を図る。再生利用製品が使用されるまでの間の保管場所(処理施設の保管場所、資材置場等)を確保する。

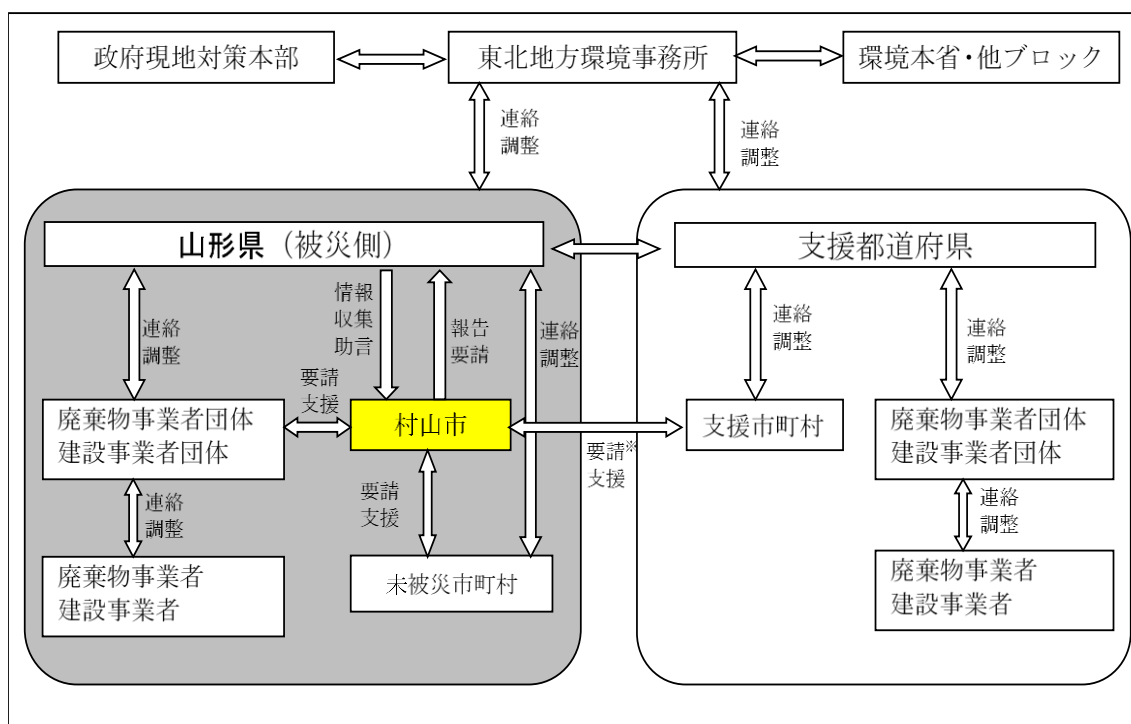
## (10) 最終処分

処理の基本方針に従い最終処分量を最少化するため、災害廃棄物の資源化及び減量化を最大限促進する。

資源化や焼却ができない災害廃棄物については、埋め立てるために最終処分場(株式会社アシスト)と連絡・調整を行い確保する。

## (11) 広域処理

市内の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設を最大限に利用するが、発災後の被害状況から、処理期間が長い、または施設の能力が不足して、復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、広域的な処理・処分を検討する。



## (12) 処理困難物への対応

市で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県、一部事務組合及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対策を定める。

村山市で発生する可能性のある処理困難物とそれらへの対応方針

処理困難物	概要	対応方針
① 廃自動車	水害による流出や道路や建物等の破壊により発生する。所有権の扱いや保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	自動車リサイクル法に則り処理する。車両の撤去・移動や所有者の引き取りの意思確認、所有者もしくは引取業者(自動車販売業者、解体業者)に引き渡すまでの仮置場での保管を行う。
② 畳	水害による浸水や家屋解体等に伴い発生する。浸水した場合の腐敗対策や保管場所、処分先の確保において困難を伴う。	焼却炉の条件に応じて前処理を行い、焼却処理する。保管中の腐敗対策、火災に留意する。
③ 流木	水害による斜面崩壊による土砂災害などに伴い発生する。重量物であり、根元に多量に土砂が付着することがあり、取り扱いや保管場所の確保に困難を伴う。	根元に付着した土砂はふるい選別等により可能な限り除去する。木材部分は、柱角材として再利用するが、木材の保存状態に応じてチップ化や、焼却処理を行う。
④ 廃タイヤ	水害で流出した自動車や自動車修理工場やタイヤ販売店からの流出に伴い発生する。中空構造により嵩張り、保管場所確保に困難を伴う。また、一度燃えはじめると消火困難である。	廃タイヤのリサイクル事業者へ引き渡すが、汚れの状態等に応じて洗浄等の措置を行い、リサイクル事業者の受入れ条件に合わせる。自動車についているタイヤは廃自動車と同じルートで処理する。
⑤ 石膏ボード	建物の倒壊、解体により発生する。水濡れにより再生不可能となるため、保管に注意を要する。また、カドミウム、ヒ素、アスベストを含有する製品もあり、取り扱いに注意を要する。	管理型最終処分場へ処分するが、アスベスト等有害物質を含有する場合、適正な措置を施したうえで処分する。
⑥ 消防法で定める危険物	消防法で定められた、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合に火災を拡大する危険性が大きい、③火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品	最終的には、専門業者への処理を委託するが、物質の種類に応じて、火災防止策に留意して管理する。
⑦ 高圧ガス容器	水害による流出や建物の倒壊により LP ガス等の高圧ガスを封入したガス容器が発生する。ガス容器は内部温度上昇による爆発の可能性があるので、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、ボンベの内容物の確認、運搬時の衝撃防止、火気の忌避などに留意して管理する。
⑧ 収穫米	米貯蔵施設の浸水に伴い発生する。腐敗性が強く、公衆衛生の確保のため対応を優先する必要がある。	焼却処理、埋立処分等を行う。
⑨ 飼料・肥料	農家等の農業・畜産資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。悪臭、虫の発生など、生活環境保全の支障が生じるおそれがあるため、取り扱いに注意を要する。	最終的には焼却処理、埋立処分等を行うが、可能な限りフレコンバック等に袋詰めを実施する。



⑩農機具類	農家等の農業資材倉庫の解体や浸水等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	最終的には、専門業者への引取を委託するが、燃料やバッテリーを取り出して保管する。
⑪石油ストーブ	家屋解体や津波や水害による流出等に伴い発生する。保管場所、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	平時の処理ルートを活用して、粗大ごみとして処理を行うが、燃料タンクと電池を取り外して保管する。
⑫PCB 廃棄物	発電施設の倒壊、解体により発生する。PCB は周辺環境の汚染や住民の健康被害が懸念されることから対応を優先する必要がある。	最終的には、専門業者への処理を委託するが、PCB 廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じ保管する。
⑬太陽光発電設備	建物の倒壊により発生する。太陽光発電設備は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	運搬および保管にあたっては、感電防止の他、破損等による怪我の防止や水濡れ防止等必要な対策を講じる。
⑭蓄電池	建物の倒壊や津波、水害による流出に伴い発生する。蓄電池は、接近又は接触すると感電する恐れがあることから、保管時の管理方法等、取り扱いに注意を要する。	作業にあたっては、感電防止対策を講じる。

出典：山形県災害廃棄物処理計画（一部修正）

### (13) 思い出の品への対応

損壊建物の解体などを含む災害廃棄物の撤去作業（業者及びボランティア）においては、思い出の品や貴重品を取り扱うこともあるため、市では、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないことなどに留意した、思い出の品等の取扱いを作成する。

#### 思い出の品等の取扱い

区分	内容
品目	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、PC、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
確認方法	公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引き渡し
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度 回収する。または住民の持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。

# 1. 第4章 その他

## (1)環境対策

災害廃棄物の処理にあたっては、迅速な対応が求められるとともに、住民の健康や生活環境の保全に配慮して適正に処理を行う必要があるため、仮置場や損壊家屋等の解体・撤去現場等において実施する山形県災害廃棄物処理計画及び対策指針に基づいた環境対策を予め整理する。

災害廃棄物処理における環境影響と環境対策

項目	環境影響	対策例(発災時)
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 解体・撤去、仮置場での作業における粉じんの飛散</li> <li>○ 石綿含有廃棄物(建材等)の保管・処理における飛散</li> <li>○ 災害廃棄物保管における有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期的な散水の実施</li> <li>○ 保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>○ 飛散防止ネットの設置</li> <li>○ フレコンバッグへの保管</li> <li>○ 搬入路への鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li> <li>○ 運搬車両退出時のタイヤ洗浄</li> <li>○ 収集時や作業時における目視による石綿分別の徹底</li> <li>○ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li> <li>○ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 撤去・解体等処理作業における騒音・振動</li> <li>○ 仮置場への搬入、搬出車両の通行における騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低騒音・低振動タイプの機械、重機の使用</li> <li>○ 処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> </ul>
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>○ PCB等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>○ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物に含まれる有害物質の降雨等による公共水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>○ 敷地内で発生する排水、雨水の処理</li> <li>○ 水たまりを埋めて腐敗防止</li> </ul>

## (2) 損壊家屋の解体・撤去

発災後、当該災害における損壊家屋等の公費解体の実施については、環境省の 通知を基に対応する。

市が実施する家屋の解体等に当たっては、以下を考慮する。

- 土木部局等と調整し通行上支障がある災害廃棄物を撤去するとともに、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を決めて実施する。
- 所有権や家屋内部の貴重品、思い出の品等の取り扱いがあり、基本的には所有者の承諾が必要となるため、平常時に調整したルール等に基づき適切に対応する。

※原則として、被災した家屋の解体については、所有者の責任において処理されるものである。

※解体撤去の支援について民間事業者団体と協定を締結している。(県が締結してる協定を利用する。)

## (3) 県への事務委託

市は、大規模災害等により行政機能が喪失した場合、地方自治法の規定に基づき、県と災害廃棄物処理の事務委託の範囲を協議したうえで、県へその事務を委託する。この場合、災害廃棄物処理の主体は県となるが、市も多くの作業を行う。

なお、事務委託に当たっては、委託する市及び受託する県双方の議会の議決が 必要となるため事務委託するかどうかは迅速に判断する必要がある。

※災害廃棄物の処理については、環境省が所轄する災害等廃棄物処理事業国庫補助金が適用されるが、補助金申請及び補助金交付は、被災自治体が国に申請して行われるため、速やかに補助金申請手続きを行う必要がある。

#### (4)人材の育成・確保

災害廃棄物対策のための人材の育成・確保について、以下の内容に取り組む。

- 災害廃棄物計画の策定・改定を通じて人材の育成を図るとともに、それぞれの災害廃棄物処理計画の記載内容について、平常時から職員に周知し、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育を継続的に行う。
- 個別の業務マニュアルを作成するなどし、計画で定めた一般廃棄物処理施設における災害時の分別及び仮施設設置等に係る対応や仮置場の設置、運営及び管理方法について確認・対応力を向上させるため、ワーキンググループによる検討や図上 訓練等を実施する。
- 被災状況を踏まえ、住民の生活環境の保全に最大限配慮しつつ、優先順位をつけて業務が進められるよう、研修会や訓練を行う。
- 災害廃棄物の処理については、廃棄物の知識が必要なことから、廃棄物処理の実務経験者や廃棄物行政経験者のリストアップを行う。
- 平常時から環境部局の経験者等や廃棄物処理に携わった職員が退職したときは、災害発生時の協力を依頼するなど、人材を確保する。
- 大規模災害時に退職者やボランティアが迅速に災害廃棄物の処理に関われるよう、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先(仮置場)、保管方法などを迅速に説明できる体制を整える。
- 県が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加する。

#### (5)計画の見直し

本計画は、災害に有効な対策や取組が講じることができるよう環境省の災害廃棄物対策指針や山形県の災害廃棄物処理計画等の改定や本市の実情に合わせて必要に応じて見直しを行う。また、災害廃棄物の処理は、災害の規模や被災状況等により、現状に沿った対応を求められるため、職員が災害廃棄物の処理に係る研修に参加し、そこで得た経験や結果を踏まえ、本計画の点検を行う。

# 資料編

1. 一般廃棄物処理施設(焼却施設)施設別処理可能量
2. 粗大ごみ処理施設
3. 一般廃棄物最終処分場
4. 産業廃棄物焼却施設一覧
5. 産業廃棄物処理施設(がれき類の破碎施設)施設別処理能力
6. 産業廃棄物処理施設(木くず)施設別処理能力
7. 産業廃棄物最終処分場
8. 災害廃棄物収集運搬業務日報
9. 災害廃棄物作業日報
10. 仮置場立て看板表示例

# 1. 一般廃棄物処理施設(焼却施設)施設別処理可能量

山形県災害廃棄物処理計画を一部加工

地域名	施設名称	年間 処理量 ※1	処理能力	年間処理 可能量 ※2	稼働率	余裕分	災害廃棄物 処理可能量 ※3
		(t/年)	(t/日)	(t/年)	(%)	(t/年)	(t/年)
東根組合	東根市外二市一町共立衛生処理組合 ごみ焼却処理施設	41,187	195	52,416	78.6	11,229	4,491.6
山形組合	エネルギー回収施設(川口) (データは旧施設半郷清掃工場のもの)	39,727	180	48,384	82.1	8,657	3,462.8
	エネルギー回収施設(立谷川) (データは旧施設立谷川清掃工場のもの)	41,102	180	48,384	84.9	7,282	2,912.8
西村組合	西村山広域行政事務組合 寒河江地区クリーンセンターごみ焼却処理施設	16,954	100	26,880	63.1	9,926	3,970.4
尾花沢組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 ごみ焼却処理施設	6,475	30	8,064	80.3	1,589	635.6
最上組合	最上広域市町村圏事務組合 エコプラザもがみ	20,367	90	24,192	84.2	3,825	1,530.0
置賜組合	置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンターごみ処理施設	55,475	255	68,544	80.9	13,069	5,227.6
鶴岡市	鶴岡市ごみ処理施設	43,647	165	44,352	98.4	705	282.0
酒田組合	酒田地区広域行政組合ごみ処理施設	48,111	196	52,685	91.3	4,574	1,829.5

※1 平成26年度実績

※2 年間処理可能量＝処理能力(t/日)×年間稼働日数280日×調整率0.96で算出。

※3 分担率は40%を設定。

出典:「平成26年度一般廃棄物処理実態調査」(平成28年3月環境省)より

## 2. 粗大ごみ処理施設

山形県災害廃棄物処理計画を一部加工

地方公共団体名	施設名	年間 処理量 (t/年)	処理対象 廃棄物	処理 方式	処理能力 ※1		余裕分 (t/年)	災害廃棄 物処理可 能量 ※2 (t/年)	産業廃棄 物の搬入 の有無
					(t/日)	(t/年)			
東根市外二市一町 共立衛生処理組合	東根市外二市一町共立衛生処理 組合粗大ごみ処理施設	1,703	粗大ごみ 不燃ごみ	破砕	20	5,376	3,673	1,469	無
山形広域環境事務 組合	山形広域環境事務組合立谷川 リサイクルセンター	6,362	粗大ごみ 不燃ごみ	併用	100	26,880	20,518	8,207	無
置賜広域行政事務 組合	置賜広域行政事務組合長井クリーン センター粗大ごみ処理施設	3,254	粗大ごみ 不燃ごみ	併用	35	9,408	6,154	2,462	無
西村山広域行政事 務組合	西村山広域行政事務組合寒河江 地区クリーンセンター粗大ごみ処理施設	749	粗大ごみ 不燃ごみ	併用	30	8,064	7,315	2,926	有
酒田地区広域行政 組合	酒田地区広域行政組合粗大ごみ 処理施設	1,914	粗大ごみ	併用	12	3,226	1,312	525	無

※1 年間の処理能力は、年間稼働日数を280日として計算。

※2 分担率は40%を設定。

出典:「平成26年度一般廃棄物処理実態調査」(平成28年3月環境省)より



### 3. 一般廃棄物最終処分場

山形県災害廃棄物処理計画を一部加工

市町村・一部事務組合	施設名称	埋立物	埋立場所 土地所有	埋立方式 管理体制	総面積 埋立地面積 (㎡)	全体容量 残余容量 (㎡)	埋立開始 埋立修了 (終了見込)	埋立実績 27年度 (上段:㎡) (下段:t)
東根市外二市一町共 立衛生処理組合	下釜最終処分場	燃渣・処 渣灰固 化物	平地 自己所有	セル 直営	66,700	195,200	平12.4 (令9.3)	15,724
					44,300	86,327		5,229
山形市	山形市上野最終 処分場	不燃・直 搬燃渣・ 他	山間 自己所有	セル 一部 委託	109,983	506,471	平成10.4	13,700
					43,970	154,571		29,699
西村山広域行政事務 組合	大平埋立処分地	不燃・直 搬燃渣・ 他	山間 自己所有	セル サンド 委託	58,496	145,234	昭60.6 (令12.2)	2,311
					22,400	56,328		2,391
尾花沢市大石田町環 境衛生事業組合	白鷺埋立地	不燃・燃 渣	山間 その他	セル 直営	33,558	40,230	平11.4 (平26.3)	771
					6,200	11,803		771
最上広域市町村圏事 務組合	リサイクルプラザ もがみ 旧最終処分場	不燃・直 搬処渣・ 燃渣	山間 自己所有	サンド 委託	114,250	188,994	昭54.7 平24.10	0
	71,000				247	0		
	リサイクルプラザ もがみ 最終処分場	不燃・直 搬処渣・ 燃渣	山間 自己所有	サンド 委託	114,250	197,000	平10.4 (令23.3)	10,449
	21,200				75,301	6,136		
酒田市	新林埋立地	不燃・処 渣粗・他	山間 自己その 他	サンド 一部 委託	79,422	461,087	昭54.12	764
					67,996	50,393		1,732
酒田地区広域行政組 合	最終処分場	不燃・処 渣燃渣	山間 自己所有	セル サンド 委託	137,020	366,000	平成3.4	4,875
					34,000	87,801		4,239
鶴岡市	岡山一般廃棄物 最終処分場	不燃・処 渣燃渣	平地 自己所有	サンド 一部 委託	105,784	225,000	平9.4 (平30.3)	8,122
					23,400	37,320		4,239
置賜広域行政事務組 合	千代田クリーンセ ンター浅川最終処 分場	不燃・処 渣燃渣・ 他	平地 自己所有	セル、サン ド 一部 委託	83,893	323,430	平5.4 (令2.3)	6,425
					61,070	56,125		8,623

出典:平成28年度循環白書

## 4. 産業廃棄物焼却施設一覧

平成31年3月31日現在

管轄	許可番号	業者名	施設種類	処理能力 (kg/h)	許可年月日	ダイオキシン類測定状況
村山	203-12	(株)深瀬商店	汚泥2	457	H13.07.04	H30.11.14
	208-58	(株)キヨスミ産研	廃プラ2	2,900	H17.02.10	H30.9.15
	208-37	中央公害清掃(株)	廃プラ2	2,000	H07.03.28	H30.9.28
	208-52	東北クリーン開発(株)	廃プラ2	3,333	H13.12.12	H30.4.23
	208-55	(株)ミツワ企業	廃プラ2	2,290	H14.08.02	H30.6.20
	217-33	アースリストア(株)	産廃2	600	H10.02.26	休止中
	217-54	(有)エービーシー環境開発	産廃2	600	H10.07.28	H31.1.18
	217-60	(有)タケカツ重機工業	産廃2	1,900	H15.07.03	休止中
	208-62	(株)クリーンパワー山形	廃プラ2	3,958	H26.01.10	H30.10.29
	217-01	(有)茨木建設	産廃2	2,000	H04.09.29	休止中
208-00	スリーエムジャパンプロダクツ(株)	廃プラ1	360	S51.01.24	H30.4.3	
最上	208-50	(株)東北クリーンテックス	廃プラ2	672	H10.07.02	H30.6.27
	208-54	(株)最上クリーンセンター	廃プラ2	3,250	H14.05.14	H30.5.29
庄内	203-13	庄内広域行政組合	汚泥1	1,050	H13.08.08	H30.11.13
	208-48	オイルケミカルサービス(株)	廃プラ2	1,942	H10.01.13	H30.10.17
	208-53	花王(株)酒田工場	廃プラ2	833	H14.04.24	H30.9.6
	208-56	(株)幸輪	廃プラ2	590	H15.06.02	H30.6.19
	208-57	(株)管理システム	廃プラ2	514	H15.08.19	H30.8.20
	217-37	小野寺建設(株)	産廃2	600	H10.02.27	H30.5.19
置賜	203-06	(株)テルス	汚泥2	1,650	H05.01.27	休止中
	208-20	デイスポ(株)	廃プラ2	1,470	H02.12.15	H30.11.6
	217-45	(有)丸光建設工業	産廃2	1,500	H10.03.27	H30.8.3

注) ダイオキシン類測定状況は排ガスの自主測定年月日。

施設種類内訳	事業者	処理業者
廃プラスチック類の焼却施設	2	10
汚泥の焼却施設	1	2
廃油の焼却施設	0	0
産業廃棄物の焼却施設	1	6
合 計	4	18

注) 施設種類について、当該施設が複数の施設種類に該当する場合は、重複計上はせず、次の優先順位で包括した。

焼却施設の優先順位は、第1順位：廃プラスチック類の焼却施設、第2順位：汚泥の焼却施設、

第3順位：廃油の焼却施設、第4順位：産業廃棄物の焼却施設。

なお、施設種類の末尾の数字について、「1」は処分業の許可がない事業者、「2」は処分業の許可がある処理業者である。

出典：「平成30年度山形県の産業廃棄物処理状況について」

## 5. 産業廃棄物処理施設(がれき類の破碎施設)施設別処理能力

山形県災害廃棄物処理計画より東根組合の構成市町のみ抜粋

No	市町	処分業許可	施設許可番号	設置者名	処理能力
1	村山市	有	219-14	株式会社建北社	256t/日・8時間
2	東根市	有	219-67	株式会社菊地建設	484t/日・8時間
3	東根市	有	219-21	升川建設株式会社	400t/d・8H
4	天童市	有	219-63	有限会社ツチャクリーン	480t/日・8時間
5	天童市	有	219-76	株式会社蜂谷建設	320t/日・8時間
6	河北町	有	219-45-01	株式会社茨木建設	600t/d

## 6. 産業廃棄物処理施設(木くず)施設別処理能力

山形県災害廃棄物処理計画より東根組合の構成市町のみ抜粋

No	市町	処分業許可	施設許可番号	設置者名	処理能力
1	村山市	有	219-84	やまがたグリーンリサイクル株式会社	240t/日・8時間
2	東根市	有	219-74-01	株式会社モリヤ	26.8t/日・8時間
3	東根市	有	219-80	高谷建設株式会社	401t/日・8時間
4	天童市	有	219-88-01	株式会社菊地建設	103t/日・8時間
5	天童市	有	219-95	有限会社ツチャクリーン	200.2t/日・8時間
6	河北町	有	219-44-01	株式会社茨木建設	72t/日・8時間

## 7. 産業廃棄物最終処分場

施設名		所在地	許可年月日	面積 (㎡)	容量 (m3)	平成30年度末 残余容量 (m3)		
処理業者	安定型最終処分場	1 東北クリーン開発(株)	中山町大字土橋	H12.02.28	42,647	769,830	32,592	
		2 (株)最上クリーンセンター	最上町大字東法田	H28.02.18	48,000	873,210	403,905	
		3 (株)荒正	山形市蔵王上野	S59.08.23	17,850	171,800	0	
		4 (有)渡辺商店	米沢市大字赤崩	H02.03.01	9,838	50,135	20,708	
		計 4 施設				118,335	1,864,975	457,205
	ミニ処分場	① 貴寶産業(株)	米沢市大字赤崩	H09.07.10	2,779	13,485	6,996	
		計 1 施設				2,779	13,485	6,996
	合計 5 施設					121,114	1,878,460	464,201
	管理型最終処分場	1 ジークライト(株)	米沢市大字板谷	H28.02.18	111,804	4,120,082	2,061,149	
		2 テルス(株)	白鷹町大字栃窪	S54.11.17	51,286	1,270,232	223,355	
		3 (株)アシスト	村山市大字富並	H08.03.28	45,800	874,790	223,845	
		4 (株)荒正	山形市蔵王上野	S62.04.07	26,690	242,300	6,100	
		5 中央公害清掃(株)第一	山辺町大字北山	S54.03.30	8,449	170,089	22,920	
		6 中央公害清掃(株)第二	山辺町大字北山	S59.11.07	12,438	230,848	15,135	
7 (株)キヨスミ産研		中山町大字土橋	H29.09.19	53,812	746,638	380,639		
8 福興プラント建設(株)		米沢市大字板谷	S63.12.07	6,563	77,437	19,752		
9 (有)厚生社		米沢市大字築沢	S60.04.06	10,630	105,169	0		
10 (株)エコス米沢		米沢市大字築沢	H11.12.27	31,680	245,475	82,614		
合計 10 施設					359,152	8,083,060	3,035,509	
処理業者 合計 15 施設					480,266	9,961,520	3,499,710	

(注)「残余容量」は、年度末の計量、又は、推定値である。許可容量(未施工含む)との差により算定。

(注)「ミニ処分場」とは、平成9年政令施行前に設置された、規模要件に満たない最終処分場。

(安定型最終処分場3,000m2未満)

出典:「平成30年度山形県の産業廃棄物処理状況について」一部加工

# 災害廃棄物収集運搬業務日報

作業日時	令和      年      月      日      (      )	
会社名及び作業員名	会社名： 作業員名：	
車両ナンバー及び車種	ナンバー： 車種：	
作業地域（町内名等）		
搬入重量  クリーンピア共立へ搬入した 場合は、計量伝票の写しを添付  例：1回目 可燃：4,000 k g	搬入物種類回数	搬入量
	1回目	kg
	2回目	kg
	3回目	kg
	4回目	kg
	5回目	kg
	6回目	kg
	7回目	kg
	8回目	kg
	9回目	kg
	10回目	kg
その他特記事項		

※使用車両毎に記入すること。



## 仮置場立て看板表示例

①可燃物  
(家具・衣類など)

器類  
②ガラス・陶

製品  
③プラスチック

系混合物  
④コンクリート

⑤金属系混合物  
(自転車・スチール製品など)

⑥家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)

⑦その他の家電・小型家電

⑧畳・布団・カーペット

⑨瓦類・石膏ボード

⑩大型木質系ごみ(ベニヤ・角材)

⑪危険・処理困難物(消火器・ガスボンベなど)

仮置場  
受入時間  
9:00  
~  
17:00

## 村山市災害廃棄物処理計画

発行年月 令和3年(2021年)3月

発行 村山市市民環境課

〒995-8666 村山市中央一丁目3番6号

電話 0237-55-2111

Email [shimin@city.murayama.lg.jp](mailto:shimin@city.murayama.lg.jp)